

相続を“争続”にしないために  
親子・夫婦で考える

東京都行政書士会  
令和4年度東京都空き家活用等普及啓発・相談事業

# 「相続と住まいに関する」セミナー & 無料相談会



## 見城 美枝子さん 講演 「今日から考える 相続のこと 住まいのこと」

自らが気が付けば終活について考える年齢になっていたという見城さん身の回りに起きた出来事やご自身の経験を交えてお話しいただきます見城さんと一緒に考えてみませんか？

けんじょう みえこ  
見城 美枝子さん  
プロフィール

青森大学前副学長 現名誉教授 サイバー大学客員教授  
株式会社テレビ朝日ホールディングス社外取締役 一般財団法人ゆうちょ財団理事  
早稲田大学大学院理工学研究科博士課程単位取得。東京放送入社後、フリーに。海外取材を含め56ヶ国訪問。著作、対談、講演、テレビ等でエッセイスト、ジャーナリストとしても活躍。

2023年  
2/18 土  
13:30~16:30  
[開場 13:00~]  
無料  
直接会場にお越しください。



※会場に駐車場はありませんので公共交通機関でお越しください。

会場 玉川学園コミュニティセンター 多目的ホール

町田市玉川学園2丁目19-12

アクセス ・小田急小田原線：玉川学園前駅 北口——徒歩約2分

セミナー（地下1階 多目的ホール）

定員100名

13:30~13:40 開会の挨拶 東京都行政書士会 専務理事 田崎 敏男氏  
東京都行政書士会 町田支部長 久住 博隆氏

13:40~14:00 町田市の空き家施策について 町田市都市づくり部住宅課 職員

14:00~14:40 講演 「今日から考える 相続のこと 住まいのこと」

講師：見城 美枝子氏（青森大学前副学長 現名誉教授）

(14:40~14:45 休憩)

14:45~15:25 Q&A 「こんな時、だれに相談すればよいのかしら？」

登壇者：見城 美枝子氏  
回答者：熊澤 裕人氏(税理士・行政書士)  
中溝 恒士氏(司法書士・行政書士)  
進行担当：石田 裕子氏(行政書士)

遺言は書いたほうがいいのかしら？  
相続税はかかるのかしら？  
心配事なんでも聞いてください。

15:25~ セミナー閉会の挨拶 東京都行政書士会

相談会（地下1階 多目的ホール）（1組あたり30分目安）

15:30~16:30 気軽に相談してみよう！  
相続と住まいの  
無料個別相談会

不動産のことや相続・遺言などのことを  
ぜひこの機会にご相談ください。

16:30 終了予定



相続など  
お困りごと  
ありませんか？

コロナウイルス感染症対策について

コロナウイルス感染症予防のため、入室時に体温測定と手指消毒をお願いします。  
会場内ではマスク着用をお願いします。  
万一の事態に備え、受付時に住所・氏名・電話番号のご記入をお願いします。

「相続と住まいに関する」セミナー&無料相談会 お問い合わせ先

東京都行政書士会  
事務局 空き家担当

03-3477-2881

9:00~12:00、13:00~17:00（土・日・祝日除く）

共催：東京都行政書士会  
東京都行政書士会 町田支部  
町田市

<https://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

東京都行政書士会は東京都の空き家ワンストップ相談窓口です



東京都住宅政策本部



こんな  
**お悩み**  
ありませんか？

高齢の親が施設入居することになった。  
空き家になりそうな実家など財産管理はどうしよう？

**成年後見制度の活用**

一人暮らしで持ち家を相続する人がいない。  
どこかに寄付できないか？

**遺言書の作成**

空き家を活用して民泊やカフェをしたいが開業の届けはどうするの？

**各種許認可申請**

親の家を相続することになったが、住む予定はない。  
何か活用できないか？

**相続した空き家の利活用**

空き家をリフォームして賃貸したいけど、費用が高額になりそうだ。  
どうしよう？

**補助金等申請**



**あなたのお悩み  
行政書士が解決いたします！**



**空き家に関するお困りごととはご相談ください**

東京都行政書士会  
市民相談センター



**03-5489-2411**

電話相談

12:30~16:30 (土・日・祝日除く)



ホームページ

<https://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

お電話でのご相談は無料。個別の業務依頼については一部有料となる場合があります。

**行政書士は街の法律家**

行政書士は、権利義務、事実証明に関する書類作成や行政への許認可手続の専門家です。

遺言書の作成、相続手続のご相談、また法人設立や助成金申請など空き家の利活用に向けて多方面からサポートします。

東京都行政書士会は「令和4年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」の事業者に選定されました。